

这本《草加市指南》用各国语言，为您介绍了有关日语、日本的生活习惯以及各种规定等内容。此书按内容分章，您可根据您的需要来选择阅读。在市役所（市民课、国际问询角）可拿到此小册子。另外，您也可以向各公共设施的服务窗口索要。

我们衷心祝愿此小册子能帮助大家在草加安居乐业，愉快生活。

ガイドブック草加は日本語や日本での暮らし方や決まりなどを、各国語で説明したものです。テーマごとに1シートとなっています。必要なシートを選んで使ってください。市役所（市民課、国際相談コーナー）、各サービスセンターにおいてあります。また、各公共施設窓口に頼んで取り寄せることもできます。

草加が皆さんにとって住みよいまちとなるよう役立てて下さい。

「国際相談コーナー」由志愿者为您提供信息或咨询。
国際相談コーナー

ボランティアスタッフが情報を提供したり、相談にのります。

電話.: 922-2970(直通)

ファックス：927-4955

E-mail：soka-kokusai@juno.ocn.ne.jp

月・水・金 午前9時～午後5時

市役所本庁舎7階

市役所 主棟7楼

（国際相談コーナーは草加市の事業補助により、市民の立場で「NPOLiving in Japan」が運営しています。）

（国际咨询角是依靠草加市的事业补助、以市民的立场由NPOLiving in Japan 运营。）

编制：草加市 协助：草加市国际问询角

作成：草加市 協力：草加市国際相談コーナー

（令和7年度一部改訂）

目 录 項目一覧

A-1 入国時の手続

A-2 住民登记

A-3 户籍制度

A-4 印章登记

B-1-1 住房

B-1-2 搬家和街道会

B-1-3 生活基本设施

B-1-4 垃圾的处理

B-2-1 关于健康保险

B-2-2 关于护理保险制度

B-3 关于结婚

B-4-1 从妊娠到生产

B-4-2 孩子的健康

B-4-3 育儿

B-5-1 教育

B-5-2 学习日语

B-6 日本的税金

B-7 在日本工作

B-8 国民年金和厚生年金

B-9-1 驾驶证

B-9-2 拥有汽车和摩托车

B-9-3 骑自行车

B-10 兴趣爱好

B-11-1 紧急时应采取的措施

B-11-2 防备自然灾害

C-1 市内的文化运动设施

C-2 咨询处

入国時の手続き

住民登録

戸籍制度

印鑑登録について

住宅

引越しと町会

生活インフラ

ごみの出し方

健康保険について

介護保険制度について

結婚するには

妊娠から出産

子供の健康

子育て

教育

日本語学習

日本の税金

日本で働く

国民年金と厚生年金

運転免許

自動車・バイクを所有する

自転車にのる

楽しむ・学ぶ

緊急のときの対応

自然災害に備えて

草加市内の文化・運動施設

困ったときの相談窓口

草加市指南

B-4-1 从妊娠到生产

妊娠から出産

* このシリーズはやさしい日本語で書かれています。

* 草加市にお住まいの方の情報です。

B-4-1 从妊娠到生产

从怀孕开始，对孕妇的健康管理、分娩准备及将来的育儿等有各种各样的援助制度。

1. 妊娠之后

(1) 母子健康手册

①此手册是记录孕妇和胎儿的健康状况的重要资料。孩子出生后的发育调查、健康检查和预防接种等等都需要这本手册。

②确定妊娠（怀孕）之后可以到育儿支援中心「妊娠分娩相談室ぽかぽか」

申请「母子健康手帳（免费）」。为了作应对各种状况的支援、在领取

「母子健康手帳」时会有面谈。

请带来妊娠证明和在留卡。

* 手册附有孕妇体检用的助成券，体检时提交给医院。孕妇健康体检的费用有一部分由市政府负担。

③外文版的母子健康手册

各国語（9 種国語）和日本語写著兩種語言的

母子健康手帳也可以领取（免费）

(2) 为孕妇的支援补助金（第一次）

对孕妇一人补助 5 万日元。提出妊娠证明、接受面谈后会得到申请资料。

银行账号和个人确认资料必须提交。

* 流产与私产时也属于支付对象。

《问询处》「妊娠分娩相談室ぽかぽか」 电话 048-953-9887

(3) 为准备分娩（有协力与讲座等）

为初次当母亲的讲座（母亲父亲学习班）

为孕妇准备的产后生活、授乳练习的沙龙（饮食与牙齿护理的学习）

孕妇齿科检查 500 日元（一般检查与刷牙方法的指导）

《问询处》 保健中心 电话 048-922-0200

B-4-1 妊娠から出産

赤ちゃんを産んで育てるために、妊娠中の健康管理や親になる準備など、さまざまな支援制度があります。

1. 妊娠したら

(1) 母子健康手帳

①「母子健康手帳」は妊娠中の診断結果や赤ちゃんの健康状態を書きとめておく大切な手帳です。子どもが生まれてからの乳幼児健康診査（発育・発達を調べる検査）や予防接種のときにも必要です。

②妊娠が確かめられたら、子育て支援センター「にんしん出産相談室ぽかぽか」で「母子健康手帳」（無料）を申請してください。状況に応じた支援のため、受け取るときに面談があります。妊娠が分かるものと在留カードを持って来てください。

* 妊婦健康診査・助成券が入っていますので、受診するときに病院に提出してください。妊婦健康診査の受診料の一部を市が負担します。

③外国語版の母子健康手帳

各国語（9カ国語）と日本語が両方書いてある母子健康手帳を受け取ることもできます。（無料）

(2) 妊婦のための支援給付（1回目）

妊婦 1 人に対して 5 万円が給付されます。妊娠を届け、面談を受けると申請書類が渡されます。銀行口座確認書類と本人確認書類が必要です。

* 流産や死産の場合も対象です。

《問い合わせ先》「にんしん出産相談室ぽかぽか」 電話 048-953-9887

(3) 出産に備えて（助成や講座などがあります）

マタニティクラス（両親学級） マタニティサロン（食事や歯のケアを学ぶ）

妊婦歯科検診 500 円（健診やブラッシングの指導）

《問い合わせ先》 保健センター 電話 048-922-0200

2. 孩子出生后

(1) 出生登记

- ① 出生日起14日以内（包括出生当天）需到市役所市民课或服务中心办理登记。登记后就可发行住民票以及给予个人编号。
父母一方是日本国籍的话孩子也可取得日本国籍。

【需要的材料】 ・医院发行的出生证明书 ・印章

・母子健康手册 ・父母的在留卡

- ② 孩子不是日本国籍时，出生后30天以内要到入国管理局申请在留资格。
- ③ 孩子要取得自己国家的国籍时，到驻日大使馆或领事馆办理。孩子的护照也同样在大使馆或领事馆办理。

* 办理出生登记时，可以领取两份「記載事項証明書」、受理証明書，住民票以方便日后到大使馆、出入国在留管理庁用。

(2) 取得保险证

- ① 办理健康保险手续，将新生婴儿作为抚养家属。
- ② 参加国民健康保险的人在市役所保险年金课办理。其余的参加了健康保险的人在工作单位办理。

【需要材料】 ・健康保险证

・父母的在留卡

2. 子どもが生まれたら

(1) 出生届

- ① 生まれた日を含めて14日以内に、市役所市民課又はサービスセンターで出生届を出します。出生届を出すと、住民票に登録され、個人番号（マイナンバー）も付与されます。両親のうち片方が日本国籍を持っていれば、子どもは日本国籍を得ることができます。

【必要な物】 ● 病院で発行された出生証明書 ● 印鑑
● 母子健康手帳 ● 親の在留カード

- ② 子どもが日本国籍にならない場合は、生まれてから30日以内に出入国在留管理局で在留資格の申請をしてください。
- ③ 子どもが自分の国の国籍を取るときや子どもの旅券の申請は、大使館または領事館で手続きをしてください。
- ※ 出生届を出した時に「記載事項証明書」を2通（大使館用、入管用）、その他に受理証明書、住民票を取っておくと便利です。

(2) 保険証の作成

- ① 健康保険の手続きをして、扶養家族として赤ちゃんの名前を入れます。
- ② 国民健康保険に入っている人は市役所 保険年金課で、職場の健康保険に入っている人は勤務先で手続きします。

【必要な物】 ● おや 親の健康保険証
● おや 親の在留カード

(3) 小孩的医疗费支付制度

在草加市有住民登记的，从0岁到高中3年级（满18岁后最初的3月31日为止）为止的孩子的医疗费（门诊、住院）由市支付。没有收入限制。

需要预先在（儿童政策课）登记资格，并领取（儿童医疗费领取证）

- 【需要材料】
- ・记载有孩子的姓名的保险证
 - ・加入了保险的父母的银行存折
 - ・个人编号

・在市内医疗机关受诊时，只需要出示健康保险证以及粉红色的「儿童医疗费领取证」，不需要付费。

(4) 申请分娩育儿补助金

由草加市国保或工作单位的保险直接支付给分娩机关，这样，您无需事先准备一大笔的分娩费用。但是，如果您在不适用此支付制度的地方分娩，又或者分娩费用少于补助金金额的话，需要由被保险人提出申请。

- ①对加入健康保险6个月以上的家庭，孩子出生后可以得到此补助金。
- ② 加入国民健康的保险人在市役所保险年金课，加入单位健康保险的人在工作单位办理手续。

【需要材料】

在日本分娩的话

- ・保险证
- ・戸主的银行存折
- ・分娩机关发行的收据明细等
- ・直接支付制度的利用确认书

在日本国外分娩的话

- ・保险证
- ・戸主的银行存折
- ・出生证明书以及日文翻译

(3) こども医療費支給制度

草加市に住 民登録している0歳から高校3年生まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の子どもの医療費(通院、入院)を市が支払います。所得による制限はありません。初めにこども政策課で資格登録をして、「こども医療費受給者証」をもらいます。

【必要な物】 ●子どもの名前の入っている保険証

- 保険に入っている親の通帳
- 個人番号（マイナンバー）

・市内の医療機関にかかるときは健康保険証とピンクの水玉模様の「こども医療費受給者証」を見せると、支払いはしなくて良いです。

(4) 出産育児一時金の支給申請

分娩機関へ草加市国保、または職場の保険が直接支給するようになり、まとまった出産費用を事前に用意しなくても済みます。ただし、この支払制度が適応されない一部分娩機関でのお産、一時金より出産費用が安かった場合などは、被保険者からの申請が必要です。

- ①原則、6ヶ月以上健康保険に入っている家族に子どもが生まれたら、支給されます。
- ②国民健康保険に入っている人は市役所 保険年金課で、職場の保険に入っている人は職場で手続きをします。

【必要な物】

・日本国内で出産した場合

- 保険証
- 世帯主の通帳
- 分娩機関からの領収証・明細書など
- 直接支払制度利用確認書

・海外で出産した場合

- 保険証
- 世帯主の通帳
- 出産証明書とその訳文

(5) 为孕妇的支援补助金(第二次)

对出生后的婴儿每人支付 5 万日元

通过「你好婴儿访问」或新生儿访问可以一起得到预防接种票及申请书类。需要协助填写银行账户确认书，民意调查。

*流产和死产の場合也可以得到(胎儿的数量提出后)。

《问询处》「妊娠分娩相談室ぽかぽか」 电话 048-953-9887

(6) 儿童补助的申请

有从 0 岁到高中 3 年級的儿童家庭可以得到补助的一种制度。

(有在留資格の外国人也可享受。)

【需要材料】 ・印章

- ・申請者(父母)的銀行存折
- ・在留卡
- ・保險証(厚生年金等的加入者)
- ・個人编号

在市役所 儿童政策課申請

※为領取補助金，必須填寫并提交每年 1 次郵寄過來的現況届(即現況報告)。

(5) 妊婦のための支援給付(2回目)

生まれた子ども 1 人に対して 5 万円が給付されます。

「こんにちは赤ちゃん訪問」か新生児訪問で予防接種予診票と一緒に申請書類がもらえます。銀行口座確認書類、本人確認書類、アンケートへの協力が必要です。

*流産や死産の場合も対象です(胎児の数の届け出後)。

《問い合わせ先》「にんしん出産相談室ぽかぽか」電話 048-953-9887

(6) 児童手当の申請

0 歳～高校 3 年生の子どもを持っている人に手当が支給される制度です。(在留資格のある外国人も手当が受けられます。)

【必要な物】

- 印鑑
- 申請者(親)の通帳
- 在留カード
- 保険証(厚生年金等に加入している人)
- 個人番号(マイナンバー)

申請は市役所 子ども政策課です。

※手当を受け取るために、1 年に 1 回送られてくる現況届に記入して提出する必要があります。

《问询处》

・市役所 （草加市 高砂 1-1-1） 代表电话 048-922-0151

市民課 电话 048 - 922-1542

儿童政策課 电话 048-922-1476

保险年金課 电话 922-1593

・保健中心 电话 048-922-0200 草加市中央 1-1-8

・「妊娠分娩相談室ぽかぽか」（草加市松原 1-3-1）

电话 048-953-9887

・東京出入国在留管理局信息中心

東京都港区港南 5-5-30 电话 03-5796-7111

JR 品川站东口的第 8 号乘车点，坐开往“品川码头循环”的都营公共汽车，在“東京入国管理局”下车。或坐東京高架电车临海线 “天王洲アイル”站下车走 1 5 分钟

・東京出入国在留管理局 埼玉办事处 电话 048-851-9671

埼玉县埼玉市中央区下落合 5-12-1

埼玉第二法务综合庁舎 1 楼

从 JR 埼京线与野本町站徒步 10 分钟

《問い合わせ先》

・市役所 （草加市 高砂 1-1-1） 代表電話 048-922-0151

市民課 電話 048-922-1542

こども政策課 電話 048-922-1476

ほけんねんきんか 電話 048-922-1593

・保健センター（草加市 中央 1-1-8） 電話 048-922-0200

・「にんしん 出産相談室ぽかぽか」（草加市 松原 1-3-1）

電話 048-953-9887

・東京出入国在留管理局 インフォメーションセンター

東京都港区港南 5-5-30 電話 03-5796-7111

J R しながわえき ひがしぐち と ば す の り ば しながわとうじゆんかん
JR 品川駅 東口から都バス⑧乗り場「品川埠頭循環」で「東京入国
管理局前下車」又は東京モノレールりんかい線「天王洲アイル駅」から
徒歩 1 5 分

・東京出入国在留管理局 さいたま出張所 電話 048-851-9671

埼玉県さいたま市中央区下落合 5-12-1

さいたま第 2 法務総合庁舎 1 階

J R 埼京線「与野本町駅」徒歩 1 0 分